

# 早川町民応援給付金

## ○支給対象者

令和5年1月1日  
において、町の住  
民基本台帳に記  
録されている方

※世帯主が基準日以後に死亡した場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから新たに世帯主となったものとします。ただし、単身世帯の場合は、世帯自体がなくなるため、対象外となります。

## ○支給額

対象者1人につき2万円

## ○申請者

町の住民基本台帳に記  
録されている者の属する  
世帯の世帯主

※原則世帯主としていますが、町長が特別な事情を認める時には、この限りではありません。

## ○申請から支給までの流れ

- ① 町から世帯主へ申請書を送付【2月13日(月) 発送予定】
- ② 必要事項を記入して申請書を返送(※3月3日(金)消印有効)  
【申請受付期間 令和5年2月13日(月)～3月3日(金)まで】

原則は郵送申請ですが、やむを得ない事情により郵送できない場合は、役場窓口でも申請ができます。窓口の申請受付は、申請受付期間の平日の9時～17時まで。(土日祝日についても、同時間帯で、役場日直担当者が受け付けます。) その際は必ず、役場から郵送された給付金に関する申請書類、印鑑、振込先の預金通帳、健康保険証などの身分証明書をご持参下さい。

- ③ 申請書類の確認・指定口座へ入金

3月17日(金)に支給できるように準備を進めています。3月3日(金)消印有効で切となりますので、速やかに申請くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。  
早川町役場 総務課 企画担当 TEL0556-45-2513